

# 令和4年 第3回定例教育委員会

令和4年3月24日(木)  
午後2時00分  
宮代町役場 204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
  - (1) 教育総務関係
    - ア 令和4年3月宮代町議会定例会関係 ・・・P 1
      - ① 令和3年度一般会計補正予算(第8号)について
      - ② 令和4年度一般会計補正予算(第1号)について
      - ③ 一般質問と答弁の概要について
    - イ 令和4年度宮代町教育委員会行事予定について ・・・P 6
    - ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について ・・・P 7
  - (2) 学校教育関係
    - ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について ・・・P19
    - イ 4月の行事予定について ・・・P20
    - ウ 4月の事業予定について ・・・P21
    - エ 令和4年度着任式について
    - オ 令和4年度入学式について
    - カ 令和3年度中学校卒業生の進路状況について
- 5 審議事項
  - 議案第5号 宮代町立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について ・・・P23
  - 議案第6号 宮代町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について ・・・P26
  - 議案第7号 宮代町立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令について ・・・P30
  - 議案第8号 宮代町立小・中学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について ・・・P34
  - 議案第9号 宮代町文化財保護委員会委員の委嘱について ・・・P37
  - 議案第10号 令和4年度宮代町教育委員会表彰の承認について ・・・P39

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

ア 令和4年3月宮代町議会定例会関係

#### ① 令和3年度一般会計補正予算(第8号)について

教育関係補正予算の概要

#### ■歳入

(単位：千円)

歳入名	補正予算額	内 容
学校保健特別対策事業費補助金	700	学校教育活動における感染症対策に係る支援事業に対する補助金(補助率1/2)
合 計	700	

#### ■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内 容
教育支援センター設置事業	2,337	教育支援センター改修工事における外壁工事の施工方法変更に伴う増
児童・教職員の健康管理等対策事業	800	国補正予算を活用した学校教育活動における感染症対策用品の購入
小学校施設管理事業	1,660	原油価格の高騰に伴う液化石油ガス(LPガス)の単価変動によるガス代の増
生徒・教職員の健康管理等対策事業	600	国補正予算を活用した学校教育活動における感染症対策用品の購入
中学校施設管理事業	690	原油価格の高騰に伴う液化石油ガス(LPガス)の単価変動によるガス代の増
青少年健全育成事業	△754	事業実績に基づく減額
合 計	5,333	

② 令和4年度一般会計補正予算(第1号)について  
 教育関係補正予算の概要

■歳出（全て感染症対策）

（単位：千円）

事業名	補正予算額	内 容
児童・教職員の健康管理等 対策事業	1,410	国補正予算を活用した健康観察アプリの導入及びPCR検査キットの購入
小学校施設管理事業	55,900	国補正予算を活用したエアコン清掃、トイレ洗浄及びトイレ改修工事の実施
生徒・教職員の健康管理等 対策事業	1,183	国補正予算を活用した健康観察アプリの導入及びPCR検査キットの購入
中学校施設管理事業	1,512	国補正予算を活用したエアコン清掃及びトイレ洗浄の実施
社会教育活動事業	352	国補正予算を活用した感染症対策用品の購入
総合運動公園管理事業	5,900	国補正予算を活用した総合体育館シャワー室及び室内プール採暖室等の壁タイル改修工事の実施
学校給食運営管理事業	3,200	国補正予算を活用した感染症対策用品の購入及び手洗い自動水栓化工事の実施
合 計	69,457	

### ③ 一般質問の概要について

#### **通告1号** 山下 秋夫 議員

#### 2. 更なる少子化対策として医療や制度改善を

少子化が全国で問題視されています。賃金の安い非正規労働者（2019年総務省、労働力調査2,165万人38.3%）が増え、さらに、コロナ禍の中で宮代町でも0、1、2歳児が減り始めています（令和3年資料）。子どもの減少は大きな社会問題となるでしょう。子どもの減少が続くと日本の成長は止まってしまう。そこで宮代で子育てをしてよかったと思えるよう各種の制度改善が必要ではありませんか。

④生活保護世帯、住民税非課税世帯、特別支援児童世帯など就学援助を受けられる方は収入制限と上限額が決められています。現在、目安として年間総所得180万円から354万円となっていますが、見直し、総所得の引き上げを求めます。特に学校給食費、修学旅行費、学用品費（新入学時含む）などは学校での勉学の必要経費ではありませんか。実費とするべきです。お答えください。

#### **通告4号** 土淵 保美 議員

#### 2. 宮代町立百間小学校体育館の環境整備について

百間小学校の体育館の2階に卓球台は、7台ありますが、まともに使えるのはたった1台のみ、夏の暑さ対策に使用する扇風機は5台ありますが、やっと使えるのが2台のみ、また、光を遮る暗幕カーテンは、切れ目があちらこちらにできて利用者の皆さんが、自ら手直しをしてきましたが、カーテン本体が薄くなり限界に来ているとのこと、また、体育館との仕切りになっているカーテンは、レールから外れ、みすぼらしい状態でした。そこで伺います。

①卓球台並びに体育館の環境整備を町としてどのように捉えているのか

②百間小学校だけではなく町内の体育館は、災害時の避難場所になっているので、今一度電球やどこかに不備がないか点検する必要があると思いますが、町の考えを

#### **通告6号** 塚村 香織 議員

#### 1. 教育支援センター開設へ

令和4年4月1日から、教育における包括的な拠点となる教育支援センターが新設されます。子どもたちの居場所と共に、様々な教育に関する悩みを相談できる場所として、学校や保護者、各関係機関との連携により、課題解決につながれると期待が寄せられています。そこで以下の質問をいたします。

1. 現在、不登校や長期欠席の児童生徒について、学校、スクールカウンセラー、さわやか相談員、教育委員会、各関係機関などとの情報共有はどのようにされているか伺います。

2. 教育支援センターを利用するにあたって、通級の期間や方法について、手続き上どのようになるのか伺います。
3. 昼食については、お弁当などを持参とのことですが、給食の検討は今後もできないのか伺います。
4. 運営体制について、開室時間が9時20分から14時40分とのことですが、各家庭のニーズに合わせて、今後時間延長などを検討するのか、お考えを伺います。
5. 教育支援センターを使用する方々は、様々な悩みを抱えており、支援する職員についても多様な人材が望まれます。今回の職員募集については、5名中4名において教員免許が必須条件となっており、偏りが懸念されますが、どのようなお考えか伺います。
6. 4月1日から運営開始となりますが、教育支援センター職員の事前研修などはどのように進めていくのか、お考えを伺います。

## **通告8号** 田島 正徳 議員

### 1. 次世代を担う子供たちに関して

宮代町は子供たちをととても大切に考えている町であります。新型コロナウイルス感染症拡大に備えて、PCR検査キットもストックしています。また、小中学校の適正配置に関する審議会からの答申も提出されました。今後、答申に沿って計画が実行に移されることとなると思います。以下の点について伺います。

②昨年、一部の学校においてトイレの洋式化工事を実施され非常に喜ばれています。洋式化の現状はどのようなになったのか。小中学校の適正配置を考慮しながら、洋式化を加速すべきであると思います。今後どのように進めていくのか。

③児童生徒の可能性を伸ばし、個性を生かすことが教職員の方々の職務であります。この大事な役割を担っている教職員が疲弊していると児童生徒に非常にマイナスです。働き方改革の現状と今後の改善はどのように進んでいくのか。

## **通告9号** 泉 伸一郎 議員

### 4. 東小学校の新校舎工事について

東小学校の新校舎増築工事は昨年8月に開始され、建物の全景を見ることができるようになったが、現在も進行中である。コロナ禍の中、間もなく新学期を迎えるに当たり心配する声も聞かれる。現在の工事の進捗状況を伺う。

## 通告 11号 角野 由紀子 議員

### 4. デジタル田園都市構想に関する取組

今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」をめざして、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

当町でも、デジタル田園都市国家構想の取組も有意義と考える。

①感染症の感染拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭に配慮した対応ができるよう取り組むべきでは。

## 通告 13号 丸山 妙子 議員

### 1. 宮代町の教育の充実について

新型コロナウイルス感染症の発症から今なお拡大に至っている。オミクロン株においては、感染力も強く、町内の小中学校でも学級閉鎖、学年閉鎖せざるを得ない状況である。2年前の全国一斉の休校から始まり、卒業式、入学式、社会科見学、修学旅行等が中止となった。保護者が各種学校行事に行く機会も少なくなった。また町民文化祭や町民体育祭などのイベントもできないままである。今後の宮代町の教育について伺う。

(1) 学校教育の中での1年間2年間は、発達段階において貴重な時間である。指導方法には新たな発想も必要である。アフターコロナを見据えて指導方法を変えるなど町として具体的な取り組みは何か考えているのか。

(2) 社会教育委員を当町はおいていない状況である。学校教育と家庭教育、生涯学習とすべてが整って教育の充実と言える。お考えがあると思うので、是非お聞きしたい。

イ 令和4年度宮代町教育委員会行事予定について

月 日	行 事 等 名	備 考
4月 1日	新転任教職員着任式	進修館小ホール
4月 8日	中学校入学式	各中学校（分担）
4月11日	小学校入学式	各小学校（分担）
4月20日	東部地区教育長会議	春日部市
5月10日	埼玉葛地区教育委員会連合会総会	春日部市
5月18日	埼玉県市町村教育委員会連合会総会	本庄市
6月24日	町人権教育推進協議会総会	図書館
6月（未定）	町PTA連絡協議会定期総会	百間小学校
9月13日	体育祭（百間中）	百間中学校（分担）
9月15日	運動会（須賀中）	須賀中学校（分担）
10月 7日	体育祭（前原中）	前原中学校（分担）
9月17日	運動会（須賀小・百間小・東小・笠原小）	各小学校（分担）
10月 6日	埼玉葛人権を考えるつどい	久喜市
10月10日	（仮称）スポーツフェスティバル	ぐるる宮代
11月 3日	町民文化祭（開会式予定）	進修館
11月17日	研究発表会	東小学校
11月21日	研究発表会	前原中学校
11月（未定）	埼玉葛教委連合会、教育長協議会合同研修会	
12月 2日	人権作文発表会	百間小学校
12月 9日	キッズエコサミット	オンライン
1月 8日	二十歳のつどい	東武動物公園
1月（未定）	人権問題合同研修会	進修館
3月15日	中学校卒業式	各中学校（分担）
3月22日	小学校卒業式	各小学校（分担）
未 定	島村盛助を顕彰する英語活動発表会 （中学校区ごと開催）	

※各行事開催時には、別途ご案内いたします。

ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について

---

(案)

令和4年 月 日

宮代町立小中学校長会 様

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

校長会からの要望事項に対する取組状況について

令和3年10月22日付けで貴会から提出された令和4年度予算に係る要望事項に対する取組状況について別紙のとおり回答いたします。

## 要望項目 1 児童・生徒の確かな学力の育成と安心・安全を確保し、町内小中学校の一層の教育活動の充実・発展を図るための人的措置

<b>要望事項(1)</b>
児童・生徒の基礎学力向上のため、小学校では30人、中学校では35人体制を堅持し、指導法改善（少人数指導）非常勤講師の配置を引き続きお願いします。 なお、小学校の場合、今年度のように週5日間を2名で勤務、1名で週2日ないし3日の勤務でも可能なように柔軟な対応を御願います。
<b>回答(学校教育)</b>
町非常勤講師の配置については、平成26年度より「全ての小中学校に2名の非常勤講師を配置」することとしました。 また、後者については今後も学校の実態に応じ協議しながら柔軟に対応していきます。 今後も基礎学力のより一層の向上に取り組んでいただくようお願いします。
<b>要望事項(2)</b>
特別に指導を要する児童生徒への非常勤サポーター等の配置を学校の実態に応じてお願いします。（生徒指導・不登校・障がい児・特別に配慮を要する児童生徒等）
<b>回答(学校教育)</b>
学校の実態に対応した特別支援教育サポーターを小学校に、不登校対策学習支援員を中学校に配置しています。今後も同様の対応を継続したいと考えています。
<b>要望事項(3)</b>
県費加配教員の措置が継続されない場合、小1問題対応、町費等による代替講師等の措置をお願いします。 ※年度途中の産休代替・育休代替の配置が難しい場合、教務・主幹教諭が対応することが多いので、町費常勤講師あるいはサポーター（免許をもたない）等の人員配置をお願いします。また、早めの代替教員の配置をお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
平成28年度当初から、全小中学校に少人数加配が1名ずつ配置されており、令和4年度も配置予定です。他の加配や特配についても、各学校の実態や状況に応じて、埼玉県への申請については、対応していきたいと考えています。 産休代替・育休代替の配置についても、県の登録の状況、他市町との情報を共有しながら速やかに配置できるように努めていきます。このような状況が考えられる場合、早めの情報提供をお願いします。

**要望事項(4)**

県費負担教職員と勤務時間の差異は学校運営に支障があるため、町費非常勤講師の勤務範囲を拡大する措置をお願いします。(交通費支給、出張を可能にする等)

**回答(学校教育)**

町非常勤講師等の雇用規定にかかわる問題であり、現在のところ変更する考えは有りません。会計年度任用職員制度への移行に伴い、交通費を含む給与、報酬等についての待遇については、改善されました。

**要望事項(5)**

町費非常勤職員の増員をお願いします。(小、中でそれぞれ1名の増員を)

**回答(学校教育)**

町非常勤講師の職務については、本務者同等の指導力が求められる状況もあるため、令和2年度からの待遇の見直しを優先して進めており、増員の予定はありません。

**要望事項(6) ※新規**

教職員の負担軽減と児童生徒に向き合う時間の確保に向け、スクールサポートスタッフの配置をお願いします。

**回答(学校教育)**

スクールサポートスタッフの配置について令和4年度は、県へ補助金の申請を行っております。県からの回答があり次第、配置していきたいと考えています。

**要望事項(7)**

小学校への教育相談員の配置をお願いします。(勤務日を決めて2校兼務でも可)

**回答(学校教育)**

令和4年度より、教育相談員を教育支援センター内に配置し、週3日の勤務を行っていきます。中学校におけるさわやか相談員等も含め、その有効的な活用を図っていききたいと考えています。

**要望事項(8)**

さわやか相談員の人事評価の検討をお願いします。

**回答(学校教育)**

現在さわやか相談員の活動状況につきましては、学校教育担当によるさわやか相談員との面談や、校長からの報告を受け把握し指導していますが、人事評価につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

**要望事項(9)**

小学校外国語活動・英語科の充実へ向け、小学校へALTが専属となるよう引き続きお願いいたします。

**回答(学校教育)**

平成28年度より小学校専属ALTを配置しました。平成30年度からは1名増員し、小学校2校につき1名配置しております。

**要望事項(10)**

町内に適応指導教室の設置、また、ここ数年来に設置できるよう計画的な対応をお願いします。

※特に、情緒障害（自閉症、アスペルガー症候群等、専門のスタッフが対応し、指導できる教室を要望したい。各担任も相談できる機関であれば、さらに良い。）や不登校児童対応の指導教室があれば、日常的に継続して適応指導教室に通いながら学習や保護者への面談が実施できると考えます。

**回答(学校教育)**

令和4年度当初に開設の運びとなりました。不登校児童生徒を中心に支援や教育相談を行っていくこととなります。個々の状態に合わせた支援を心掛け、子供たちの新たな居場所となればと考えています。

## 要望項目2 教育環境の整備・充実

### 要望事項(1)

防火シャッター・遊具施設・プール施設等の安全確保のため、専門業者による定期点検、不備の場合の早急な修繕等をお願いします。

### 回答(教育総務)

防火シャッターについては、年2回の消防設備点検時に点検しています。プールについては、使用開始時の清掃作業時等における確認をお願いします。

また、いずれの施設においても、不備等が発見された場合には、早急に修繕するなど適切に対応いたしますので、日頃からの確認点検と早急な連絡をお願いいたします。

### 要望事項(2)

老朽化した校舎・設備等の計画的な改修及び急を要する改善・改修を引き続きお願いいたします。

・雨漏りが懸念される。体育館及び校舎の屋上の業者による点検、改善を計画的に行うことをお願いします。特に体育館フロアについては、児童生徒の安全のため、最優先でご対応いただくようお願いします。

・校舎近くの大木が倒れる懸念がある。高く伸びた大木の枝切りなど、計画的にお願いします。

### 回答(教育総務)

学校施設の改修等については、各校からの要望を元に現地確認を行い、危険性や緊急性などから計画的に改修工事を実施しています。また、年度途中において当初想定できなかった破損等が生じた場合には、予備費を充当するなどにより随時、対応しています。雨漏り等、緊急の対応が生じた場合は、適宜、御連絡をいただき、現地確認を行ったうえで、対応してまいります。

### 要望事項(3)

転用可能教室の改修による多目的スペースの設置について、再編統合を視野に検討をお願いします。

### 回答(教育総務)

町では総合計画に基づいて小中学校の適正配置を進めることとしておりますので、併せて検討していきたいと考えています。

**要望事項(4)**

安心安全の確保のため、校内インターホンの設置を是非お願いします。

**回答(教育総務)**

かつて、児童生徒数の急増に合わせて校舎の増築を重ねたため、各校校舎の構造が複雑、管理に苦慮されていることは理解していますが、他の施設管理経費との兼ね合いから今後の検討課題とさせていただきます。

**要望事項(5)**

トイレの環境は衛生的とは言えない。トイレ清掃・尿石除去など業者委託を、年に1・2回確実にを行うことをお願いします。

理由：近年 洋式トイレ化が進む中で、洋式化に向け、予算化及び工事を進めて欲しい。

(トイレ毎に1カ所は欲しい。もしくは、各階1カ所のトイレ洋式化工事) 障害のある児童への配慮、骨折等による児童への配慮、新入児童への配慮等)

**回答(教育総務)**

現在の学校トイレについては、学校環境改善上の喫緊の課題であると認識していますので、令和4年度も引き続き業者による尿石除去を実施したいと考えています。また、洋式化を含めたトイレの全面改修については、令和3年度から実施しています。令和4年度以降も引き続き計画的に実施していきたいと考えています。

**要望事項(6)**

各教室の蛍光灯や照明器具を計画的にLEDに変えてほしい。(現在使用中の蛍光灯の生産が限定されつつあり、単価が値上がりしています。蛍光灯の今後が見通せなくなっているため、計画的な対応をお願いします。)

**回答(教育総務)**

照明器具のLED化については、省エネはもちろんのこと、長寿命や環境負荷の低減などの特徴を持っており、必要性は理解しております。従って、今後、計画的な改修に努めていきたいと考えています。

**要望事項(7)**

小中学校多目的教室、相談室、会議室等へのエアコン設置をお願いします。

**回答(教育総務)**

近年の異常気象を考えれば、すべての教室にエアコンを設置することが望ましいことは理解できますが、子供たちが通常授業で使用する普通教室及び特別教室には設置済みであり、以前に比べ、環境面では大きく向上していることから、多目的教室等への設置についての優先順位は低いと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

### 要望項目3 教育の充実と特色ある学校づくりのため財政支援

<b>要望事項(1)</b>
埼玉葛連合教育研究会負担金及び埼玉県連合教育研究会負担金並びに町教育研究会への補助金を引き続きお願いします。 宮代町教育研究会の特別事業会計については、宮代町からの補助金200,000円の継続をお願いします。(理由：町内硬筆審査会継続実施のため。)
<b>回答(学校教育)</b>
ご要望のとおり予算措置を講じています。

<b>要望事項(2)</b>
各種教育団体組織への負担金・分担金の措置を引き続きお願いします。 校長会における関東甲信地区、全日本校長会負担金については各校長が個人負担しています。町による予算措置をお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
ご要望のとおり負担金等の予算は確保しています。また、全日本校長会負担金については、今後の財政状況等を勘案して、検討してまいります。 なお、教育関係の協議会等への負担金が多いことから、必要性やメリットについて議会等から指摘される場合があります。町長部局では、協議会から脱退や、負担金を減額・廃止するなど、改革に取り組んでおりますので、できれば組織の必要性や負担金のありかた等について、組織自ら議論していただくなど、一石を投じていただければ幸いです。

<b>要望事項(3)</b>
研究委嘱校には、予算措置の増額を引き続きお願いします。併せて委嘱料の費目を需用費(印刷製本費)でなく、助成金という費目にしていただけると「謝金」「旅費」等に使用できるので、有効活用することができますので検討をお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
平成26年度より町研究委嘱費につきましては、発表校に7万円、その他の学校に5万円としました。研究委嘱費につきましては需用費に限定せず、各学校の実情に合わせ研究に必要な「謝金」等にも使用できることとしました。

<b>要望事項(4)</b>
教材や指導書等の予算措置を引き続きお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
ご要望のとおり予算措置を講じています。

**要望事項(5)**

給食費の納入方法については、給食費の適正化及び学校事務の効率化を図るため、町当局に直接納入する方法をお願いします。また、給食費を未納しがちな家庭に対する行政からの働きかけもお願いします。

**回答(教育総務)**

給食費の納入については、各家庭の状況と合わせて的確に判断いただける各小中学校にお願いし、一定の成果を得ているところでありますので、引き続きお願いします。なお、長期間にわたり滞っている家庭については、町教育委員会としても働きかけしてまいります。

**要望事項(6)**

学級閉鎖時、給食の停止並びに食材の購入停止が間に合った場合、給食費の返金をお願いします。

**回答(教育総務)**

学校給食食材は、給食費の年間見込みを勘案して選定、発注しています。また、事務の煩雑化を防ぐためにも給食費の返金は所定の基準に基づき実施したいと考えています。

**要望事項(7)**

多額の予算が必要な修繕費の町予算対応について引き続きお願いします。

**回答(教育総務)**

修繕費については、軽微なものは学校予算で対応をお願いします、多額の費用を要する修繕は町予算で対応しています。財政状況が益々厳しくなっているため十分な予算とは言えないかも知れませんが、緊急修繕等は予備費等を活用し対応したいと考えています。学校におきましても予算を有効に使っていただけるよう工夫できることがあればお願いします。

**要望事項(8)**

図書室の児童生徒用図書予算の増額をお願いします。

**回答(学校教育)**

児童生徒用図書につきましては、小学校は児童一人当たり1,100円、中学校は生徒一人当たり1,300円を予算として計上しています。財政状況が厳しくなっているため十分な予算とはいえないかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。なお、平成28年度からは「新図書館システム」の整備により学校図書室のパソコンがオンライン管理となるなど、町立図書館との連携が拡大されますので、効果的な運用をお願いします。

**要望事項(9)**

各学校の実態に応じた樹木剪定（特に大きく成長し危険が予想されるものは早急に）、消毒の回数増、除草作業の年2回ほどの予算立てをお願いします。

**回答(学校教育)**

各学校への配当予算の中でご対応のほどよろしく願いいたします。

**要望事項(10) ※新規**

リモート学習への対応として、小学校1学年の情報端末について、家庭での接続が可能となるよう、対応を至急お願いします。また、現在、小学校1学年のみ Windows OS の機種を使用しておりますが、小学校2学年以上の端末と同様の Chrome OS 搭載の機種への変更を要望します。

**回答(教育総務)**

令和元年度に導入したパソコン教室のタブレットPCを有効活用するため、小学校1年生の情報端末については、Windows OS の機種を使用いただいています。他の学年の機種と異なるため、御不便をお掛けしている点もあると思いますが、小学校1年生が使用することやタブレットPCを有効活用することを勘案し、御理解いただきたいと考えます。

**要望事項(11) ※新規**

接続環境が整っていない家庭について、Wi-Fi 機器の貸し出し等の対応をお願いします。

**回答(教育総務)**

現在、Wi-Fi 機器の貸し出しについては、検討しているところです。

## 要望項目4 その他の要望

### 要望事項(1)

人事異動については、校長の意向を今後も尊重していただき、バランスの取れた勢いのある職員組織となるよう配慮をお願いします。

### 回答(学校教育)

今後も校長との話し合いを重視していきます。

### 要望事項(2)

県や町から児童生徒へ依頼されるポスター、作文、標語等で必ず協力しなければならないものについて、年間一覧表の作成をお願いします。

(※教育委員会を経由しない依頼も多数あり、負担感が増加しています。)

### 回答(学校教育)

平成26年度に一覧表の作成を示してありますが、教育委員会を経由しないものについては、示すことができません。

### 要望事項(3)

県大会以上の児童生徒の出場については、県大会の参加費・輸送費予算の配慮をお願いします。(※現状では、個人又はPTA負担となっています。学校代表として出場する場合、負担に課題があります。)

### 回答(学校教育)

平成23年度までは、バスの予算を確保しておりましたが、平成24年度予算「3%」、平成25年度予算「1%」、平成26年度予算ではさらに「2%」のマイナスシーリングが行われ、全庁的に予算が減額されたことから、バスの予算を確保することが出来ません。ご理解いただきたいと思います。

### 要望事項(4)

人材の派遣について、小学校の学級懇談会等で幼い子の安全を確保するため、これまでどおり是非年間3回ほどの派遣をお願いします。

(※懇談会時、一定の場所を指定しているが、監督している者がいない状況もあり、危険であるため)

### 回答(学校教育)

必要性については理解しておりますが、現状では各校の工夫をお願いします。

**要望事項(5)**

学校の標示の作成について検討をお願いします。

**回答(教育総務)**

宮代町の道路事情と各校の立地を考慮すると、来校者への案内標示の必要性は理解されると思いますが、昨今自動車や携帯電話等のGPS機能の普及と考え合わせると喫緊の課題ではないと解されますので、ご理解いただきますようお願いします。

**要望事項(6)**

各学校にもう1台AEDの設置をお願いします。

(※緊急対応・校外で使用するため。例：林間学校、持久走大会、水泳指導等)

**回答(学校教育)**

現状では各校の工夫をお願いします。必要性については理解していますので、今後検討していきたいと思えます。

**要望事項(7)**

夏季休業中の宮代町教育研究会主催、宮代町教委主催の教員研修については、早めの日程調整と開催方法の工夫をお願いします。

**回答(学校教育)**

町教職員全体研修会については、講師の方のご都合が最優先される状況にありますが、研修会の組み合わせや研修時間の短縮等については、引き続き検討していきたいと思えます。

**要望事項(8)**

災害時の対応について、学校を避難所として開設する場合の鍵の管理等に関する行政側との共通理解の場を設けるようお願いします。

**回答(教育総務)**

町民生活課において、震度6弱以上の地震が発生した場合に、避難所周辺に住む職員を避難所開設担当として指定しました。併せて、避難所である体育館の鍵を、各小中学校の所定の場所に常備しましたので、緊急時においては町職員により避難所を開設することが可能になっています。

**要望事項(9)**

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれています。感染症予防対策に係る予算措置を引き続きお願いします。

\* 旅行的行事への補助（キャンセル料、看護師、密を防ぐためのバスの追加等）

\* 2階の網戸設置、消毒用アルコール、ハンドソープ等

\* スクールサポートスタッフ等の人員の配置

**回答(学校教育)**

新型コロナウイルス感染症対策、旅行的行事等のキャンセル料については、今年度と同様に国からの補助が見込まれる場合は対応可能と考えますが、キャンセル料につきましては、保護者への説明、業者との協議を十分に図っていただきますようお願いいたします。スクールサポートスタッフの配置について令和4年度は、県へ補助金の申請を行っております。県からの回答があり次第、配置していきたいと考えています。

**要望事項(10) ※新規**

時数確保のために振替を課業日には行わない土曜日授業を、各校で2回以上実施することが教育委員会から指示されていますが、週休日の振替を夏季休業中にすることは、課業日の週当たりの勤務時間の増加が余儀なくされ、働き方改革の観点から時代に逆行するものです。教育課程上の時数確保が必要であるならば、課業日を必要日数増やすことは教育委員会の職務権限ですので、学期の日数を増やすなど土曜日授業ではない形にさせていただくよう強く要望します。

**回答(学校教育)**

年間の授業日を200日確保することを考慮して、例年土曜授業を2日以上実施していただいています。ご要望である学期の日数を増やすことにつきましては、給食提供の回数や町会計年度任用職員の雇用等、予算に関わることも問題としてあります。これらの事を踏まえつつ、どのように授業日を確保していくか検討してまいります。

**要望事項(11) ※新規**

中学校の卒業式で町が表彰する9カ年皆勤賞についてですが、皆勤賞のために体調不調であっても生徒が無理をするケースも散見されます。健康上の問題もありますので、廃止を含め検討をお願いします。

**回答(学校教育)**

皆勤賞について、生徒の9ヶ年の努力を認めることは、大変意義のあることと考えています。しかし、卒業式での表彰については今後検討し、別の機会に表彰してもよいのではないかと考えています。

## (2) 学校教育関係

### ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について

令和3年度埼玉縣市町村立学校職員の人事評価について、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則第9条第1項に基づき報告します。

イ 4月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(金)		
2日(土)		
3日(日)		
4日(月)	職員会議(須・百・東・笠)	職員会議(須・百・前)
5日(火)	準備登校(須・百・東・笠)	職員会議(須・百・前)
6日(水)		
7日(木)	新1年生クラス発表(東)	準備登校(須・百・前)
8日(金)	始業式(須・百・東・笠)	始業式(須・百・前) 入学式(須・百・前)
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)	入学式(須・百・東・笠)	新入生歓迎会・全校説明会(百) 避難訓練(百・前)
12日(火)	給食開始 通学班編成(須・百・東・笠)	給食開始 全校オリエンテーション(須) 仮入部～21日(百) 新入生歓迎会・仮入部～20日(前)
13日(水)		避難訓練・仮入部～26日(須) 学級懇談会(百)
14日(木)	1年生を迎える会(東)	
15日(金)	1年生を迎える会(百・笠) 交通安全教室(笠)	授業参観・学級懇談会(前)
16日(土)		授業参観・学級懇談会(須)
17日(日)		
18日(月)	1年生給食開始	振替休業日(須)
19日(火)	全国学力・学習状況調査 薬物乱用防止教室(東)	全国学力・学習状況調査
20日(水)	1年生を迎える会(須)	PTAあいさつ運動(百)
21日(木)	ふれあいデー	ふれあいデー
22日(金)	学習参観・懇談会(須・東) 授業参観・学級懇談会(百・笠) 家族読書の日(東)	部活動ミーティング(百・前)

23日(土)		土曜授業・部活動保護者会(百・前)
24日(日)		
25日(月)	授業参観・学級懇談会(百) ふじまつり(笠)	離任式(百)
26日(火)	交通安全教室(東)	離任式(須)
27日(水)		部活動ミーティング(須) 離任式(前)
28日(木)		
29日(金)	昭和の日	昭和の日
30日(土)		

ウ 4月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
1日(金)	臨時校長会・転任新採用職員着任式	進修館
6日(水)	予算説明会・校長会・教頭会	教育支援センター
7日(木)	スクールガードリーダー連絡会	役場 203 会議室
20日(火)	ICT 研修会	各校(オンライン)
26日(火)	宮代町人事評価研修会(校長・教頭)	役場 204 会議室
28日(木)		

## 議案第5号

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて議決を求める。

令和4年3月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

### 提 案 理 由

埼玉県 の 県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱が一部改正されたことに伴い、校長の責務、その他要綱の整備を図り一部を改正するものである。

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成16年宮代町教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第3条中「行って」を「して」に改める。

第4条中「対応」を「対処」に改め、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、宮代町立小・中学校の職員(非常勤職員及び<u>会計年度任用職員</u>を含む。以下「職員」という。)、児童・生徒及び関係者(児童・生徒の保護者、PTA 等関係団体の会員及び関係業者等職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。)の利益の保護並びに職員の勤務能率の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第3条 職員は、この要綱及び宮代町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントを<u>して</u> はならない。</p> <p>(校長の責務)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に<u>対処</u>しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、宮代町立小・中学校の職員(非常勤職員及び<u>臨時職員</u>を含む。以下「職員」という。)、児童・生徒及び関係者(児童・生徒の保護者、PTA 等関係団体の会員及び関係業者等職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。)の利益の保護並びに職員の勤務能率の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第3条 職員は、この要綱及び宮代町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントを<u>行つて</u> はならない。</p> <p>(校長の責務)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に<u>対応</u>しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

利益を受けることがないようにしな  
ければならないこと

## 議案第6号

宮代町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて議決を求める。

令和4年3月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

### 提 案 理 由

埼玉県の間立学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱が一部改正されたことに伴い、校長の責務、その他要綱の整備を図り一部を改正するものである。

宮代町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮代町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年宮代町教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

第3条を次のように改める。

（校長の責務）

第3条 職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、パワー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、パワー・ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 所属長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

第4条を次のように改める。

（職員の責務）

第4条 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第1項の宮代町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 教頭等は、パワー・ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第5条第1項中「防止するために職員が認識すべき事項及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等」を「防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項」に改め、同条第2校中「もの」を「事項」に改める。

第6条第1項中「を図るため、職員に対し必要な研修等を実施する。」を「のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。」に改める

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

宮代町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱新旧  
対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。</p> <p>(校長の責務)</p> <p>第3条 職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、パワー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、パワー・ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。</p> <p>2 所属長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務上の権限や地位等を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動をいう。</p> <p>(校長の責務)</p> <p>第3条 職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、職員に対しては日常の指導等により、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、パワー・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 職員は、宮代町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の定めるところに従い、パワー・ハラスメントの</p>

2 職員は、次条第1項の宮代町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 教頭等は、パワー・ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（職員の認識すべき事項）

第5条 教育長は、パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項

\_\_\_\_\_について定めるものとする。

2 校長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

（研修の実施）

第6条 教育長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

防止に努めなければならない。

2 教頭等は、良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（職員の認識すべき事項）

第5条 教育長は、パワー・ハラスメントを防止するために職員が認識すべき事項及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について定めるものとする。

2 校長は、職員に対し、前項の教育長が定めるものの周知徹底を図らなければならない。

（研修の実施）

第6条 教育長は、パワー・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するものとする。

## 議案第7号

宮代町立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱を制定することについて議決を求める。

令和4年3月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

### 提 案 理 由

この要綱は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「マタニティ・ハラスメント等」という。）の防止及び排除並びにマタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものである。

宮代町立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント  
の防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「マタニティ・ハラスメント等」という。）の防止及び排除並びにマタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員の人格が尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「マタニティ・ハラスメント等」とは、職場における次に掲げるものをいう。

(1) 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

- イ 妊娠したこと。
- ロ 出産したこと。
- ハ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。

(2) 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

- イ 出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第12条第1項第1号）
- ロ 通院休暇（規則第12条第1項第2号）
- ハ 通勤緩和休暇（規則第12条第1項第3号）
- ニ 妊娠障害休暇（規則第12条第1項第4号）
- ホ 出産補助休暇（規則第12条第1項第18号）
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、妊娠又は出産に関する制度又は措置

(3) 職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

- イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。）第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項）
- ロ 勤務時間の弾力的な割振り（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第3項）
- ハ 深夜勤務又は時間外勤務の制限、免除（条例第9条第1項、第2項又は第4項）
- ニ 育児休暇（規則第12条第1項第5号）

- ホ 子育て休暇（規則第12条第1項第6号）
- へ 男性職員の育児参加のための休暇（規則第12条第1項第19号）
- ト イからへまでに掲げるもののほか、育児に関する制度又は措置

(4) 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

- イ 勤務時間の弾力的な割振り（条例第4条第2項及び第3項）
- ロ 介護休暇（条例第17条）
- ハ 介護時間（条例第17条の2）
- ニ 深夜勤務又は時間外勤務の制限、免除（条例第9条第3項又は第5項）
- ホ 短期介護休暇（規則第12条第1項第8号）
- へ イからホまでに掲げるもののほか、介護に関する制度又は措置

（校長の責務）

第3条 校長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、マタニティ・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。また、マタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 校長は、マタニティ・ハラスメント等に関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他マタニティ・ハラスメント等に対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、マタニティ・ハラスメント等を生じさせる言動をしてはならない。

2 職員は、次条第1項の教育長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 教頭等は、良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、日常の執務を通じた指導等により、マタニティ・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。また、マタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（職員の認識すべき事項）

第5条 教育長は、マタニティ・ハラスメント等をなくすために職員が認識すべき事項について定めるものとする。

2 校長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

（研修等）

第6条 教育長は、マタニティ・ハラスメント等の防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

2 校長は、マタニティ・ハラスメント等の防止等を図るため、前条第1項の教育長が定めるものを踏まえ、必要に応じて職場研修を実施するものとする。

（苦情相談への対応）

第7条 校長は、マタニティ・ハラスメント等に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会を置き、必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、校内の相談員に対して苦情相談を行うほか、必要に応じて原則として校内の相談員を通じて埼玉県教育局（以下「教育局」という。）の相談員に対して苦情相談を行うことができる。

3 苦情相談を受ける校内及び教育局の相談員（以下「相談員」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、教育長が定める苦情相談への対応に関する事項に十分留意しなければならない。

（苦情相談に関する事項）

第8条 教育長は、相談員がマタニティ・ハラスメント等に関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項を定めるものとする。

2 教育長は、相談員に対し、前項の事項の周知徹底を図るものとする。

（懲戒処分等）

第9条 教育長は、職員のマタニティ・ハラスメント等の態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分等必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、マタニティ・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第8号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和4年3月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

埼玉県立学校職員服務規程の一部が改正されたことに伴い、職員が出勤したときの手続きに関する規定等について改正するものである。

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程

宮代町立小・中学校職員服務規程（平成23年宮代町教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、直ちに所定の出勤簿に自ら捺印し」を削り、同条第2項及び第3項中「出勤簿」を「勤務整理簿」に改め、同条の次に次の1条を加える。

次に次の1条を加える。

（出校時刻及び退校時刻の記録）

第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

宮代町立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(出勤)</p> <p>第7条 職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し_____なければならない。</p> <p>2 職員の出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は早退等の場合は、校長又は校長のあらかじめ指定する職員が、その旨を<u>勤務整理簿</u>に記載して置かなければならない。</p> <p>3 <u>勤務整理簿</u>の様式は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(出校時刻及び退校時刻の記録)</p> <p><u>第7条の2 職員(勤務管理システム(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。))を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。))は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</p>	<p>(出勤)</p> <p>第7条 職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、<u>直ちに所定の出勤簿に自ら捺印</u>しなければならない。</p> <p>2 職員の出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は早退等の場合は、校長又は校長のあらかじめ指定する職員が、その旨を<u>出勤簿</u>に記載して置かなければならない。</p> <p>3 <u>出勤簿</u>の様式は、教育委員会が別に定める。</p>

議案第9号

宮代町文化財保護委員会委員の委嘱について

別紙の者を宮代町文化財保護委員会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和4年3月24日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町文化財保護委員会委員に委嘱したいので、宮代町文化財保護委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

委員委嘱者名簿

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

No.	氏名	住所	分野等
1	島村 圭一	宮代町川端	学識経験 ※文献史学（中世前期）
2	中村 誠二	宮代町和戸	学識経験 ※考古学
3	新井 浩文	宮代町山崎	学識経験 ※文献史学（戦国期）
4	長谷川 清一	宮代町和戸	学識経験 ※考古学、自然科学
5	青木 秀雄	宮代町山崎	学識経験 ※考古学
6	荒木 謙勝	宮代町須賀	公募による町民
7	柿崎 孝慈	宮代町道仏	公募による町民
8	中村 豊	宮代町須賀	公募による町民

議案第10号

令和4年度宮代町教育委員会表彰の承認について

別紙の候補者を令和4年度宮代町教育委員会表彰受賞者として承認することにつき議決を求める。

令和4年3月24日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町教育委員会表彰規程第2条及び宮代町教育委員会表彰規程取扱要領に基づき表彰候補者を決定するため、この案を提出するものである。

## 宮代町教育委員会表彰規程

平成元年4月1日

教委規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、宮代町の教育、学術、文化及び体育の振興発展に貢献し、他の模範となるものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を選考し、表彰する。

- (1) 教育、学術、文化及び体育の振興発展に功績が顕著であるもの
- (2) 教育関係職員で、その業績が特に優秀であるもの
- (3) 教育、文化及び体育等関係団体の活動の推進等に貢献し、その功績が顕著であるもの
- (4) その他特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、教育委員、校長及び団体の長等の推薦により教育委員会で選考の上、これを行う。

2 表彰者には表彰状(又は感謝状)を授与する。なお、副賞又は記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回必要に応じて行う。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰についての必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

## 宮代町教育委員会表彰規程取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、宮代町教育委員会表彰規程(平成元年教委規程第2号。以下「規程」という。)第5条に基づき必要な事項を定めるものとする。

### 第2 選考基準

規程第2条各号に定める個人又は団体は、次の基準を満たすものの中から選考するものとする。

- 1 教育委員で、2期(8年)以上在職し、その職を退任した者
- 2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で、5年以上在職し、町外に転出及び退職した者
- 3 町内小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 4 社会教育委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 5 公民館長で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 7 文化財保護委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 8 スポーツ推進委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 9 奨学生選考委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 10 公民館運営審議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 11 その他の委員で6年以上在職し、その職を退任した者
- 12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
- 13 その他特に必要と認められるもの

### 第3 表彰状等の様式

表彰状・感謝状の様式については、別紙様式のとおりとする。

### 第4 庶務

表彰に関する庶務は、教育推進課教育総務担当で行う。

平成13年5月15日	教育委員会承認
平成15年4月24日	教育委員会承認
平成30年2月22日	教育委員会承認
令和2年2月20日	教育委員会承認

議案第10号関係

令和4年度宮代町教育委員会表彰 候補者一覧

氏名	選考理由	種別	選考	備考
1 瀬田 浩	平成27年度から7年間、前原中学校校長(3年間)及び須賀中学校校長(4年間)として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で5年以上在職し、町外に転出または退職した者
2 白石 昌孝	平成27年度から7年間、笠原小学校校長(3年間)及び教頭(4年間)として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で5年以上在職し、町外に転出または退職した者
3 富澤 鎮男	町の文化財保護委員として6年間(H26.4.1~R4.3.31)、文化財の保護及び活用に尽力し、町の文化の向上に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準7 文化財保護委員として、3期(6年)以上の在籍年数を有する者で、その職を退任した者
4 菊地 正明	町の文化財保護委員として6年間(H26.4.1~R4.3.31)、文化財の保護及び活用に尽力し、町の文化の向上に貢献した。	感謝状	可・否	同上
5 大和田 由梨	平成28年度から2年間及び令和元年度、須賀中学校PTA副会長、令和2年度から2年間、同中学校PTA会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
6 若林 秋子	平成28年度から6年間、笠原小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
7 関根 裕子	平成29年度から4年間、笠原小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
8 関根 晃代	令和元年度から3年間、笠原小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
9 古閑 香織	令和元年度から3年間、百間小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上